

平成23年琴浦町条例第17号

琴浦町農村多元情報連絡施設整備分担金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農村多元情報連絡施設（以下「施設」という。）のケーブル幹線、分配器及び保安器具までの整備及び維持管理に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

- 第2条 分担金は施設の利用申込者から徴収する。
- 2 徴収する分担金は、鳥取中央有線放送株式会社が行うケーブルテレビに加入する場合の加入金（以下「加入金」という。）及びケーブル幹線の延長又は分配器から保安器具までの工事（以下「工事」という。）に係る分担金（以下「工事負担金」という。）とする。
- 3 分担金の督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、琴浦町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例（平成20年琴浦町条例第46号）の規定による。

(分担金の額)

- 第3条 加入金の額は、15,000円とする。
- 2 工事負担金の額は、施設を利用するために必要な工事に係る経費とする。
- ただし、ケーブル幹線から新規に建物へ引き込むための工事の場合で、分配器から当該建物の外壁に設置する保安器具までの工事については、その工事に係る経費が30,000円を超える場合は、30,000円を超えた額の2分の1の額（100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）に30,000円を加えた額とする。

(加入金の免除)

第4条 町長は、加入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、加入金を免除することができる。

(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者であるとき

(2) 公益のために直接利用する者であるとき

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。